

■議案第73号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、平成29年8月8日付けの人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿って、一般職の職員の給料月額及び期末手当、勤勉手当、初任給調整手当の改定を行うものです。

また、合わせてその他の改正も行います。

【内容】

第1条で改正を行うもの

- ・ 給料表の改定（別表第1及び別表第2関係）
- ・ 勤勉手当の改定【平成29年12月期】
 - 再任用職員以外の職員の支給割合を100分の95に
（現行：100分の85）
 - 再任用職員の支給割合を100分の45に
（現行：100分の40）
- ・ 初任給調整手当の改定
 - 医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を414,300円（現行：413,800円）に引き上げ、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員に対する支給月額の限度額を50,700円（現行：50,600円）に引き上げること。

第2条で改正を行うもの

- ・ 勤勉手当の改定【平成30年度】
 - 再任用職員以外の職員の支給割合を100分の90に
 - 再任用職員の支給割合を100分の42.5に
- ・ その他
 - 結核性疾患に特化した規定の削除 等

施行期日等

第1条については、条例公布の日（適用日は平成29年4月1日）

第2条については、平成30年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり